～国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ～

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証等の有効期限は令和7年7月31日までです。

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

令和7年8月以降も認定要件に該当する人で、マイナ保険証を登録していない人には、6月下旬に「申請書」（更新用）を送付していますので、8月29日㈮までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請した月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請されますと、認定されない月が生じることになります）

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

現在、認定証をお持ちの人で、令和7年8月以降も該当する人は、7月31日までに限度区分を記載した新しい資格確認書を郵送します。この資格確認書を提示することで窓口負担が抑えられます。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

申請場所

健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所

申請に必要なもの

保険証、マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する人で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない人（未申告）がいる場合、認定証等を発行できないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いします。

◇マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。減額認定証等の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください（長期入院該当はマイナ保険証の登録有無にかかわらず申請が必要です。）

問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎０８２０（73）５５０２

スマートフォンに関するお悩みを解決します！

令和８年３月末の３G 回線サービス終了に伴い、４G 回線未対応の折り畳み携帯電話（ガラケー）は利用できなくなります。そのためスマートフォンへの移行を考える中で、どんな機種があるのか、料金はどのくらいなのかといった不安を感じている人も多いと思います。

そのような不安を解消するため、スマートフォンに関する相談会を次のとおり開催しますので、ぜひこの機会にお気軽にご相談ください。

また、ご自宅で受講できる訪問型のスマホ教室も開講しています。操作方法や分からないことを自分のペースで学んでいただけます。スマートフォンを初めて使う人でも安心してお使いいただけるようサポートしていきます。

日にち	場所	相談時間	申し込み
8月 6日㈬	久賀総合センター	11 時～ 16 時 ※最終受付は 15 時まで	相談会当日にスムーズなご案内ができるよう電話にてご予約をお願いいたします。なお、当日受付も可能です。
8月 8日㈮	東和総合センター		

申し込み・問い合わせ　政策企画課 DX 推進班　☎ 0820-74-1007